

第81回

定時株主総会招集ご通知

開催情報

日時：2022年6月29日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所：東京都大田区池上一丁目2番1号
朗峰会館（4階朗峰の間）

目次

第81回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役10名選任の件	
事業報告	21
1. 企業集団の現況に関する事項	
2. 会社の株式に関する事項	
3. 会社役員に関する事項	
4. 会計監査人に関する事項	
5. 株式会社の支配に関する基本方針	
連結計算書類	44
計算書類	47
監査報告書	50

※株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 6771
2022年6月7日

株 主 各 位

東京都大田区池上五丁目6番16号
池上通信機株式会社
代表取締役社長 清 森 洋 祐

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止の観点から、株主様にはご自身の健康状態にご留意のうえ、株主総会へのご出席の要否をご判断いただきますようお願い申し上げます。
ご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都大田区池上一丁目2番1号
朗峰会館（4階朗峰の間）

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項**
- (1) 第81期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第81期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会を以下のとおり開催させていただきます。株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染の状況や、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討の程、よろしくお願い申し上げます。

- 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、事前行使を是非ご利用ください（詳細は次頁をご参照ください）。
- 会場にご来場の株主様におかれましては、マスク着用をお願いいたします。
- 当日は、受付前に非接触の体温計で株主様の体温を計測させていただきます。なお、37.5度以上の発熱が確認された方、体調不良と見受けられる方には、会場への入場をお控えいただきます。
- 感染予防措置として、会場受付にアルコール消毒液を設置させていただきます。アルコール消毒液の噴霧の株主様へのお声掛けなどの措置を講じる場合があります。
- 株主総会に出席する取締役、監査役、執行役員および運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ikegami.co.jp/ir/>) でお知らせいたします。

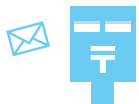
◇議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使できます。



株主総会への出席

- 1.お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本冊子「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 2.代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- 3.株主様ではないご同伴の方、お子様など、株主様以外の方は総会会場にご入場できませんので、ご注意ください。



郵送による議決権行使

- 1.同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2022年6月28日（火曜日）午後5時40分までに**到着するようご返送ください。
- 2.書面による議決権行使書における各議案に賛否の記載が無い場合の取扱いについては「賛」の表示があったものとして取扱わせていただきます。



電磁的方法（インターネット）による議決権行使

- 1.インターネットにより議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、**2022年6月28日（火曜日）午後5時40分までに**議決権を行使ください。

詳細につきましては、後記4頁から5頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧くださいませようお願い申し上げます。

- 2.インターネットと議決権行使書双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- 3.インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいつでも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、**2022年6月28日（火曜日）の午後5時40分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
- セキュリティーの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

・電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

◇インターネットによる開示について

- 本招集ご通知に添付しました連結計算書類および計算書類は、監査役会および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部です。
事業報告の「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しています。
- 株主総会参考書類および添付書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
当社ウェブサイト <https://www.ikegami.co.jp/ir/>

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削除 >

現行定款	変更案
< 新設 >	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
< 新設 >	<p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は以下のとおりです。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当
1	再任 清 森 洋 祐 きよ もり よう すけ	代表取締役社長
2	再任 あお き たか あき 青 木 隆 明	常務取締役 社長補佐 コーポレート部門統括、DX推進、SDGs推進担当 常務執行役員 経営管理本部長
3	再任 こ じま むつみ 小 島 睦	常務取締役 社長補佐 技術、知的財産、生産、調達担当 常務執行役員 システムセンター長
4	再任 た むら きみ ひろ 田 村 公 広	取締役 経営戦略、広報・IR、秘書担当 上席執行役員 社長室長 兼 経営管理本部長補佐
5	再任 しの だ ひろ し 篠 田 広 司	取締役 営業、CS推進担当 上席執行役員 営業本部長
6	再任 きた だ はつ お 北 田 初 夫	取締役 産業システム事業推進担当 上席執行役員 プロダクトセンター長
7	再任 社外 独立 なが い けん じ 永 井 研 二	社外取締役
8	再任 社外 独立 すすき だ けん じ 薄 田 賢 二	社外取締役
9	再任 社外 独立 やす だ あき よ 安 田 明 代	社外取締役
10	再任 社外 独立 あき つ かつ ひこ 秋 津 勝 彦	社外取締役

- (注) 1.当社は、社外取締役・社外監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役・社外監査役との間で、損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めており、永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏と責任限定契約を締結しています。永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏が再任された場合、当社は各氏との間で上記契約を継続する予定です。
- 2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

1 きよもり ようすけ 清森 洋祐 (1952年7月14日生)

再 任

略歴、地位、担当

1976年 4月	東京芝浦電気(株)〔現(株)東芝〕入社	2010年 5月	専務取締役就任
2008年 6月	当社入社	2010年 5月	全社経営統括兼営業・マーケティング担当
2008年 6月	取締役就任	2011年 6月	取締役副社長就任
2008年10月	経営戦略統括部・GF事業推進担当	2011年 6月	社長補佐、経営執行統括、グループ会社経営統括、営業担当
2009年 6月	常務取締役就任	2012年10月	代表取締役社長現在に至る
2009年 6月	営業・マーケティング、経営戦略担当		



所有する当社の株式の数
14,200株

取締役在任年数
14年

取締役会出席状況
15/15回

◇重要な兼職の状況
重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

清森洋祐氏は、2012年10月に当社代表取締役社長に就任以来、構造改革の断行により、安定的に利益を創出できる企業体質への転換を果たし、更なる当社の成長・発展と、社会に貢献する真の企業価値創造へ向けて強いリーダーシップを発揮し、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社のより一層の成長・発展を実現し、更なる企業価値向上を目指すにあたり、経営者としての知見と強いリーダーシップが当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

清森洋祐氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2 あおき たかあき 青木 隆明 (1961年12月1日生)

再 任

略歴、地位、担当

1984年 4月	当社入社	2017年 6月	総務、法務、人事勤労、人材開発、社長室、営業、コンプライアンス・リスク内部統制担当、上席執行役員経営管理本部長
2005年 4月	放送通信事業本部放送システム営業第二部門長	2018年 4月	総務、法務、人事、人材開発、社長室、営業担当、上席執行役員経営管理本部長
2008年 4月	経営戦略統括部経営戦略部長	2020年 6月	常務取締役就任現在に至る
2011年 6月	経営統括部長	2021年 4月	社長補佐、コーポレート部門統括担当、働き方改革、DX推進担当、常務執行役員 経営管理本部長
2012年 4月	経営管理本部長	2021年 6月	社長補佐、コーポレート部門統括、働き方改革、DX、SDGs推進担当
2013年 4月	執行役員経営管理本部長	2022年 4月	常務執行役員 経営管理本部長 社長補佐、コーポレート部門統括、DX推進、SDGs推進担当 常務執行役員 経営管理本部長 現在に至る
2014年 6月	取締役就任		
2014年 6月	経営戦略、人材開発、人事勤労、総務、経理、営業担当、上席執行役員経営管理本部長		
2015年 4月	経営戦略、IR・広報、秘書、人材開発、人事勤労、総務、法務、経理、営業担当、上席執行役員経営管理本部長兼社長室長		
2016年 4月	コーポレート、経理、営業担当、上席執行役員経営管理本部長兼社長室長		
2016年 6月	コーポレート、コンプライアンス・リスク内部統制、経理、営業担当、上席執行役員経営管理本部長兼社長室長		
2017年 4月	総務、法務、人事勤労、人材開発、経理、情報システム、社長室、営業、コンプライアンス・リスク内部統制担当、上席執行役員経営管理本部長		



所有する当社の株式の数
10,300株

取締役在任年数
8年

取締役会出席状況
15/15回

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

青木隆明氏は、長年にわたり営業業務および経営管理業務に従事し、そこで得た豊富な経験と知見を活かし、2014年6月に取締役就任以後も、働き方改革の他、DX、SDGsへの対応を推進するなど、当社のコーポレート機能強化を指揮し、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社のより一層の経営基盤の強化と、企業価値向上を目指すにあたり、その豊富な経験と知見が当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

青木隆明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3 こじま むつみ 小島 睦 (1959年7月22日生)

再 任

略歴、地位、担当

1983年4月	東京芝浦電気(株)〔現(株)東芝〕入社	2019年4月	製品開発、生産、調達担当、上 席執行役員システムセンター長
2016年4月	当社入社 生産調達統括本部付 主席技監	2020年6月	常務取締役就任現在に至る 社長補佐、技術、生産、調達部 門統括担当、常務執行役員シ ステムセンター長
2017年4月	執行役員生産調達統括本部シ テムセンター長	2021年4月	社長補佐、技術、生産、調達、 関係会社担当、常務執行役員 システムセンター長
2017年4月	執行役員生産調達統括本部シ テムセンター長	2022年4月	社長補佐、技術、知的財産、生 産、調達担当、常務執行役員 システムセンター長現在に至る
2018年4月	執行役員システムセンター長		
2018年6月	取締役就任		
2018年6月	生産、調達担当、上席執行役員 システムセンター長		

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

小島睦氏は、長年にわたり、(株)東芝において技術・製品開発業務に従事するとともに、東芝放送ネットワークエンジニアリング(株)代表取締役社長を歴任されるなど、幅広い技術の知見と、経営に関する経験を有しており、2018年6月に当社取締役就任以後も、技術、知的財産、生産、調達の責任者として、当社の技術力強化、生産効率改善等を指揮し、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社のより一層の経営基盤の強化と、企業価値向上を図るために欠かせない技術力強化を目指すにあたり、その幅広い技術の知見と経営者としての経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

小島睦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
4,400株

取締役在任年数
4年

取締役会出席状況
15/15回

4 たむら きみひろ 田村 公広 (1962年8月1日生)

再 任

略歴、地位、担当

1985年 4 月	当社入社	2020年 6 月	取締役就任現在に至る
2001年 4 月	国内事業本部札幌営業所長		経営戦略、広報・IR、秘書担当、
2010年 4 月	営業本部企画部長		上席執行役員社長室長兼経営管
2012年 4 月	営業本部副本部長		理本部副本部長
2014年 4 月	海外事業本部副本部長	2021年 4 月	経営戦略、広報・IR、秘書担当、
2016年 4 月	社長室副室長		上席執行役員 社長室長兼経営
2017年 4 月	執行役員社長室長		管理本部長補佐現在に至る

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

田村公広氏は、当社に入社以来、国内および海外営業業務を長年にわたり担当し、2020年6月に当社取締役就任以後も、上席執行役員社長室長として、当社の事業戦略立案、推進を指揮し、各事業の成長・発展に尽力しております。

このことから、当社の一層の経営基盤の強化と、企業価値向上を目指すにあたり、これまで培われた国内外の市場に精通した経験と知見が、当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

田村公広氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
4,800株

取締役在任年数
2年

取締役会出席状況
15/15回

5 しのだ ひろし 篠田 広司 (1962年5月9日生)

再 任

略歴、地位、担当

1985年 4月	当社入社	2020年 6月	取締役就任現在に至る
2008年 4月	放送通信事業本部放送システム 第一部門長		営業担当、上席執行役員営業本 部長
2013年 4月	営業本部副本部長	2021年 4月	営業、CS推進担当 上席執行役 員
2016年 4月	執行役員営業本部長		営業本部長現在に至る

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

篠田広司氏は、当社に入社以来、長年にわたり営業業務を担当し、2020年6月に当社取締役就任以後も、上席執行役員営業本部長として、当社が展開する各事業のグローバル販売強化、促進を指揮しております。

このことから、当社の一層の経営基盤の強化と企業価値向上を目指すにあたり、これまで競合他社との市場競争の最前線で培われた豊富な経験と知見が、当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

篠田広司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
5,200株

取締役在任年数
2年

取締役会出席状況
15/15回

6 きただ はつお 北田 初夫 (1964年1月22日生)

再 任

略歴、地位、担当

1987年4月	当社入社	2016年4月	調達センター副センター長
2010年4月	生産統括本部宇都宮事業所機構 技術部長	2017年4月	執行役員プロダクトセンター長
2012年4月	生産統括本部宇都宮プロダクト センター宇都宮管理部長	2021年6月	取締役就任現在に至る 産業システム事業推進担当 上席執行役員 プロダクトセン ター長現在に至る
2015年4月	調達センター長付主幹		

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

北田初夫氏は、当社に入社以来、長年にわたり機構技術者として製品設計に携わり、2021年6月に当社取締役就任後も、上席執行役員プロダクトセンター長として、放送システム事業はもちろん、産業システム事業推進担当として、双方に係る製品設計・製造・生産を指揮しております。

このことから、当社の一層の経営基盤の強化と技術力・製品力強化による企業価値向上を目指すにあたり、これまで培われた経験と知見が、当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

北田初夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※2021年6月取締役就任以後の取締役会出席状況となります。



所有する当社の株式の数
3,790株

取締役在任年数
1年

取締役会出席状況
11/11回※

7 ながい けんじ
永井 研二 (1948年8月24日生)

再任 社外取締役 独立役員

略歴、地位、担当

1973年 4月	日本放送協会入局	2012年 6月	(株)NHKアイテック代表取締役社長
2001年 6月	技術局送信技術センター長	2015年 7月	(株)イマジカ・ロボットホールディングス〔現(株)IMAGICA GROUP〕特別顧問現在に至る
2003年 6月	技術局計画部長	2015年 7月	日本電気(株)顧問
2005年 4月	技術局長	2018年 6月	当社社外取締役就任現在に至る
2006年 6月	(株)放送衛星システム代表取締役社長		
2008年 2月	日本放送協会理事		
2009年10月	専務理事・技師長		



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
4年

取締役会出席状況
15/15回

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

永井研二氏は、日本放送協会入局後、放送に関わる技術職に長年携わり、専務理事技師長を歴任し、2018年6月に当社社外取締役就任以後、放送技術に関する高度な知見と、経営者としての豊富な経験を活かし、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、経営者としての豊富な経験に基づくコーポレート・ガバナンス強化の観点も含め経営全般に対する提言に加え、放送関連技術に関する幅広い知見を活かし技術力強化の取り組みへの助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

永井研二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

8 すすきだ けんじ
薄田 賢二 (1955年1月10日生)

再 任 社外取締役 独立役員

略歴、地位、担当

1977年4月	(株)不二越入社	2014年2月	同社常務取締役 経営企画部長
2000年3月	同社東日本支社 業務部長	2017年2月	同社代表取締役社長
2005年7月	同社経営企画部長	2019年2月	同社特別顧問現在に至る
2010年2月	同社取締役 経営企画部長	2019年6月	当社社外取締役就任現在に至る

◇重要な兼職の状況

(株)不二越特別顧問

◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

薄田賢二氏は、(株)不二越に入社後、長年にわたり経営企画に携わり、同社の代表取締役社長を歴任し、2019年6月に当社社外取締役就任以後、経営者としての豊富な経験と知見を活かし、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、機械メーカーの経営者としての豊富な経験をもとに、コーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社のさらなる企業価値向上に資する発言や、経営企画に関する幅広い知見を活かした当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けた的確な助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

薄田賢二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
3年

取締役会出席状況
15/15回

9 やすだ あきよ
安田 明代 (1975年12月10日生)

再 任 社外取締役 独立役員

略歴、地位、担当

2004年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 光和総合法律事務所入所	2018年10月	民事調停官（非常勤裁判官）現 在に至る
2016年6月	シナネンホールディングス㈱補欠 取締役（監査等委員）現在に至 る	2019年2月	寺本法律会計事務所入所（パ ートナー）現在に至る
2017年7月	新樹法律事務所入所（パートナー）	2019年6月	当社社外取締役就任現在に至る



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
3年

取締役会出席状況
15/15回

◇重要な兼職の状況

寺本法律会計事務所弁護士（パートナー）
民事調停官

◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

安田明代氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士を現任されており、2019年6月に当社社外取締役就任以後、法曹としての知識と経験を活かし、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの視点も含め、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、弁護士としての豊富な経験と専門的見地より、特にコンプライアンス遵守やコーポレート・ガバナンスの強化を中心に、当社の企業価値向上へ向けた経営課題についての指摘や助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

安田明代氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

10 あきつ かつひこ 秋津 勝彦 (1956年6月5日生)

再 任 社外取締役 独立役員

略歴、地位、担当

1979年 4 月	日本電気(株) 入社	2004年 4 月	同社社会インフラソリューション 企画本部長
1997年 7 月	同社企画部 調査担当部長		
2002年 7 月	同社経営企画部 グループマネージャー	2012年 4 月	日本アビオニクス(株) 顧問
		2012年 6 月	同社代表取締役執行役員社長
2003年 7 月	同社社会インフラ企画本部 統括マネージャー	2019年 6 月	同社取締役 特別顧問
		2020年 6 月	当社社外取締役就任現在に至る

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

秋津勝彦氏は、日本電気(株)に入社後、長年にわたり事業、経営の企画業務に携わり、その後、日本アビオニクス(株)の代表取締役執行役員社長を歴任し、2020年6月に当社社外取締役就任以後、電気機器メーカーの経営者としての豊富な経験と知見を活かし、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、電気機器メーカーの経営者としての豊富な経験と知見を活かし、コーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社のさらなる企業価値向上に資する発言や、経営企画に関する幅広い知見を活かした当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けた的確な助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

秋津勝彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
2年

取締役会出席状況
15/15回

《ご参考》社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下、社外役員という）または社外役員候補者の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

1. 当社および当社の子会社（以下、当社グループという）の業務執行者*¹または就任前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
* 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。
2. 当社グループの主要な取引先*²または当社グループを主要な取引先とする企業等の業務執行者
* 2 主要な取引先とは、①当社グループとの取引において、事業年度における取引高が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える取引先②当社グループが借入を行っている金融機関グループ（シンジケート含む）であって、事業年度末における当社グループの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える借入先をいう。
3. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
4. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している会社の業務執行者
5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額*³の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
* 3 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
7. 当社グループから多額*⁴の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の業務執行者
* 4 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
8. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わず）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
9. 現在および過去3年間に於いて、上記2～8に該当していた者
10. 上記1～9に該当する者の配偶者または二親等以内の親族

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置が発令されるなど、厳しい状況が継続しましたが、ワクチン接種の普及による感染者数の減少とともに各種政策の効果もあり、景気の持ち直しの動きが見られるものの、半導体を始めとした原材料の供給不足やコストの上昇、さらにオミクロン株による感染者数の増加など、先行き不透明な状況で推移しました。

一方、世界経済におきましては、米国では景気の持ち直しが継続することが期待され、欧州地域でも厳しい状況が残る中で景気が持ち直しつつあります。中国でも感染再拡大の影響により、一部地域で経済活動が抑制されるなか、景気回復の動きが見られましたが、世界規模でのオミクロン株による感染者数の収束までには至らず、米国と中国の対立、さらに、ウクライナ情勢の影響による原材料価格の上昇など、景気の下振れリスクが存在する状況で推移しました。

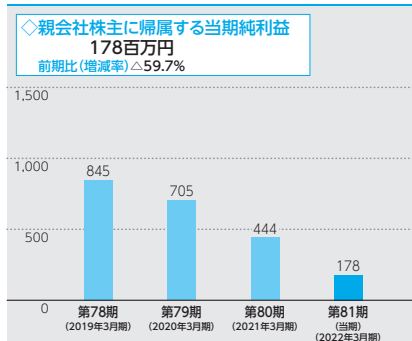
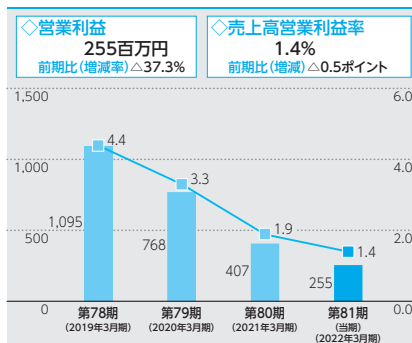
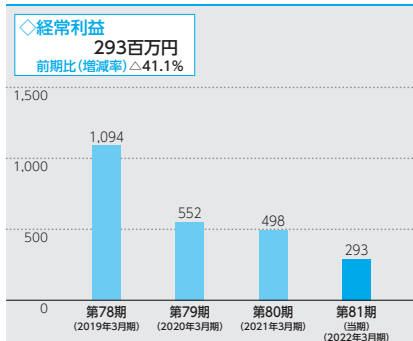
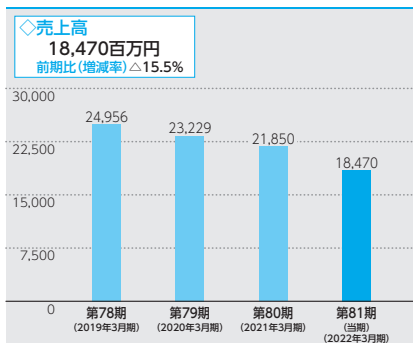
このような状況下において、当連結会計年度における経営成績の概況につきましては、以下のとおりとなりました。

売上高につきましては、半導体を始めとした様々な原材料の供給不足や価格の高騰など、サプライチェーンの混乱の影響が想定以上に拡大したことにより、下半期、特に第4四半期の売上高の確保に直結する受注活動に納期および価格の面で多大な影響が生じ、予定していた受注案件の確保ができなかったこと、また一部受注残の売上計上時期が来期へ後ろ倒しとなったことも影響し、連結売上高は前年同期比で15.5%減の184億70百万円となりました（前年同期売上高218億50百万円）。

損益面につきましては、大幅な売上高の減少による粗利減、ならびに半導体を始めとした原材料の価格上昇に伴い、販売価格の改定等粗利減の極小化施策を展開して参りましたが、営業利益2億55百万円（前年同期営業利益4億7百万円）となりました。

経常損益につきましては、経常利益2億93百万円（前年同期経常利益4億98百万円）となりました。最終損益につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益1億78百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純利益4億44百万円）となりました。

業績推移



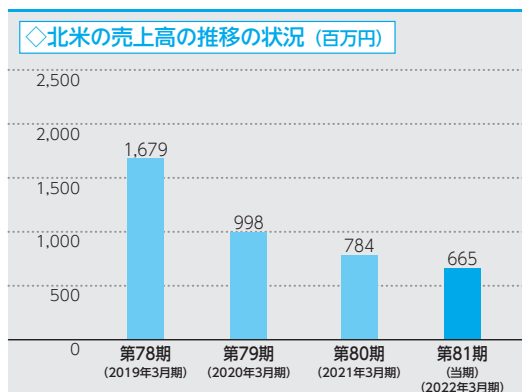
・所在地別セグメントの状況

【日本】

国内販売につきましては、放送用カメラシステムの販売は堅調に推移しましたが、前年同期に売上を伸ばした放送用スタジオサブシステムの販売が減少したことなどが影響し、放送システム事業の売上高は前年同期を大きく下回りました。産業システム事業におきましても、メディカル事業では医療用カメラの販売が堅調に推移するなど、前年同期の売上高を上回りましたが、セキュリティ事業、検査装置事業におきましては、第4四半期での売上が想定ほど伸びず、前年同期を下回る売上高となりました。

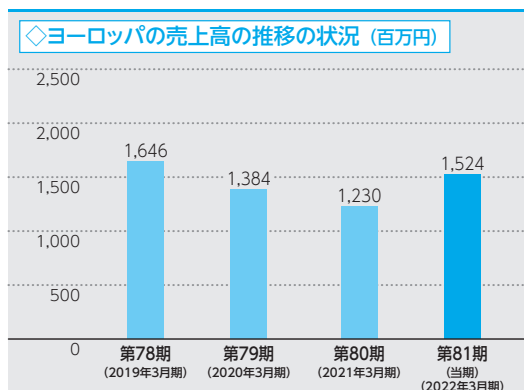
【北米】

前期に新型コロナウイルス感染症の影響で販売が低迷した医療用カメラ、モニターの売上が増加し、セキュリティカメラの売上も前年同期並みとなる一方、新型コロナウイルスの影響により需要が低迷していた放送市場で、徐々に回復の動きがあるものの、売上高は前年同期を下回る6億65百万円（前年同期売上高7億84百万円）となりました。



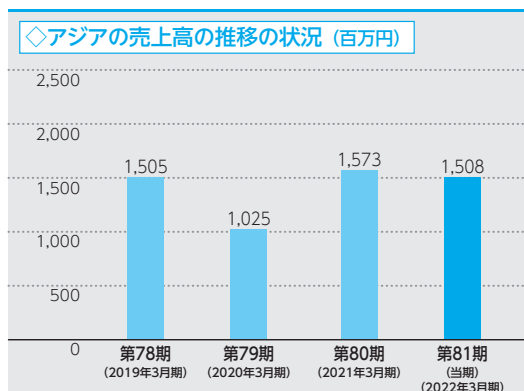
【ヨーロッパ】

放送用カメラシステム、医療用カメラ、モニターの販売が堅調に推移したことから、売上高は前年同期を上回る15億24百万円（前年同期売上高12億30百万円）となりました。



【アジア】

年度を通じ中国市場における医療用カメラ、モニターの販売が堅調に推移し、韓国でも放送用無線伝送装置を納入するなど放送機器の販売が増加しましたが、東南アジア地域で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、売上高は前年同期を若干下回る15億8百万円（前年同期売上高15億73百万円）となりました。



(2) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 78 期 (2019年 3 月期)	第 79 期 (2020年 3 月期)	第 80 期 (2021年 3 月期)	第 81 期(当期) (2022年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	24,956	23,229	21,850	18,470
営 業 利 益 (百万円)	1,095	768	407	255
売上高営業利益率 (%)	4.4	3.3	1.9	1.4
経 常 利 益 (百万円)	1,094	552	498	293
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	845	705	444	178
1 株当たり当期純利益 (円)	140.83	112.20	69.56	27.98
総 資 産 (百万円)	27,602	26,130	25,024	27,404
純 資 産 (百万円)	12,359	13,081	13,488	13,710
自 己 資 本 比 率 (%)	44.8	50.1	53.9	50.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,938	982	1,162	△ 1,620
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 405	△ 211	△ 728	△ 985
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 1,810	△ 536	△ 708	2,059
現金および現金 同等物の期末残高 (百万円)	6,157	6,365	6,133	5,662

- (注) 1. 当社は2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。第78期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しています。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第81期の期首から適用しており、第81期の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 78 期 (2019年 3 月期)	第 79 期 (2020年 3 月期)	第 80 期 (2021年 3 月期)	第 81 期(当期) (2022年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	22,601	21,531	20,188	16,846
営 業 利 益 (百万円)	870	676	322	75
経 常 利 益 (百万円)	950	524	415	153
当 期 純 利 益 (百万円)	715	713	393	106
1 株当たり当期純利益 (円)	119.14	113.50	61.64	16.66
総 資 産 (百万円)	27,189	25,861	24,611	26,825
純 資 産 (百万円)	12,122	12,959	13,197	13,217

- (注) 1. 当社は2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。第78期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しています。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第81期の期首から適用しており、第81期の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

(3) 資本政策

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要な責務であるという認識のもと、収益の状況や経営環境に対応した安定配当の継続を基本とし、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案し、配当を行うことを基本としています。

当社グループの今期の業績は、世界規模での半導体を始めとした様々な原材料の供給不足や価格上昇など、サプライチェーンの混乱の影響が想定以上に拡大したことにより、売上、損益ともに前年度比で減収、減益という結果となりました。

このような状況を踏まえ、誠に遺憾ながら当初の1株当たり15円の配当予想に対し5円減配し、期末配当として10円の配当を実施することといたしました。

◇利益還元の様子の推移

区 分	第 78 期 (2019年 3 月期)	第 79 期 (2020年 3 月期)	第 80 期 (2021年 3 月期)	第 81 期(当期) (2022年 3 月期)
1 株当たり年間配当額 (円)	40	30	15	10
年 間 配 当 額 (百万円)	254	191	95	63
連 結 配 当 性 向 (%)	28.4	26.7	21.6	35.7

* 当社は、剰余金の配当の決定につきましては、迅速な配当金のお支払を目的に取締役会決議で行うことを定款第39条に定めています。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において、生産性の向上、合理化および製品の信頼性向上のための投資を行っており、総額 6 億 55 百万円の設備投資を実施しました。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする総額 40 億円のシンジケート方式によるコミットメントライン契約（2020年 3 月 26 日締結）において、19 億 40 百万円の借入れをしています。

さらに、株式会社三井住友銀行より長期借入金 10 億円、株式会社横浜銀行より長期借入金 10 億円、株式会社三菱 UFJ 銀行より長期借入金 5 億円を調達しました。

(6) 対処すべき課題

① 当社を取り巻く事業環境と基本方針

◇事業環境

当社グループを取り巻く事業環境は、中長期の視点では国内外での4Kシステムの需要増加と、更なる高精細を目指した8Kシステムへの期待、放送のデジタル化投資や、安心・安全の確保によるセキュリティ需要、医療用映像機器の高画質、高精細化需要、品質、安全性の確保による検査工程の自動化要求等が高まっていくことが見込まれます。

しかしながら、いまだ新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が継続し、半導体を始めとした原材料の供給不足やコストの上昇など、世界的なサプライチェーンの混乱、さらにはウクライナ情勢の長期化による影響など、依然として先行きは不透明な状況となっております。

◇基本方針

当社グループは以下の4項目を基本方針と定め、事業の安定化と成長を目指しております。

- 絶え間ない技術の研鑽に努め、技術革新に果敢に挑戦し続け、技術優位性の確立により、技術で社会に貢献していく。
- 顧客満足の限りなき追求により、お客様のニーズを逸早く具現化し、常にお客様の信頼と期待に応え続け、安定した経営基盤の構築を図る。
- その対価を更なる技術力強化の糧とし、技術優位性の向上を図っていくとともに、全てのステークホルダーへの確実なる還元を可能とすべく好循環サイクルを確立していく。
- 好循環サイクルを着実に進化させ続け、全世界に技術で貢献するグローバル企業として、利益ある持続的成長、発展していく。

本年度もこの基本方針に基づき事業運営を進めて参りますが、コロナ禍による事業環境の変化を变革の機会と捉え、ポストコロナに向けて成長を加速して参ります。

② 対処すべき課題

サプライチェーンの混乱への対応

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、サプライチェーンの混乱による半導体など様々な部品の調達難、価格高騰は今後も続くと予測され、依然として先行き不透明な状況となっております。

こうした状況の中、製造・生産のリードタイムの長期化や原価の上昇による業績への影響を最小限に抑制するため、以下の取り組みを進めて参ります。

■ 部品入手難対策の徹底

- 部品選定の見直し
- 調達先の多様化
- 取引価格の見直し、改定

放送システム事業の先進的取り組み加速

- 放送システム事業は、MoIP対応製品の開発を強化するとともに、次世代新技術の習得・活用により高度なトータルシステムソリューションの提案強化に取り組むことで、お客様の更新需要を確実に取り込み、全社の基盤事業として事業の安定化を確立して参ります。

成長事業として事業の強化・拡大

■MS（メディカルソリューション）事業は、コスト競争力強化、販売機会増出に向けた更なる差異化戦略の追求を加速して参ります。

また、超高精細映像技術（8K）を用いた先進的な製品の早期市場投入を目指した実用化試作の加速、新領域技術へのチャレンジにより新たな医療分野への参入も推進して参ります。

■IS（インスペクションソリューション）事業は、医薬品市場におけるシェア拡大を目指し、医薬品の品質向上と安定した生産に寄与して参ります。また、産業市場向けに前年度製品化したハニカム構造体検査装置を始めとした表面・構造体検査装置の販売を促進し、併せてアライアンスを含めた他社との効果的連携により新たな検査領域の開拓を継続することで事業拡大を図って参ります。

安定事業として更なる業績向上

■SS（セキュリティソリューション）事業は、「安全保障」「安全安心」「環境」を主題とした新市場展開とハイエンドニッチ市場への経営資源の集中により、事業の持続的安定化を図って参ります。

また、既存製品のOEM展開と販路拡大による更なる売上高の拡大を目指して参ります。

海外事業の安定化と事業拡大

■放送システム事業は前年度製品化した次世代4Kカメラシステム「UHK-X700/750」の販売促進により、シェア拡大と事業の安定化に努めて参ります。

■また、MS事業の拡大に向けて、好調を維持している中国市場やEU市場におけるOEM事業の更なる深耕、北米市場における医療機器の認証申請を加速させ、事業の拡大を図って参ります。

働き方改革への取り組み加速

■ニューノーマルにおける働き方の実現に向けたDXを推進して参ります。

■ライフワークバランスの更なる充実のため、テレワークや育児休業・出生時育休等の仕組みの定着を推進いたします。

ESG経営の推進

■省電力設備への入替えによる電気使用量の削減と、再生可能エネルギー利用への移行、開発製品の省電力化を推進して参ります。

■放送機器のリユース販売により、資源の再利用・有効活用を推進して参ります。

■住み続けられる社会を実現するためのソリューション提案と、全ての人の健康のために医療・検査技術の向上を目指して参ります。

■透明性、遵法性、誠実性を基本とするガバナンス強化に努めて参ります。

③ 2023年3月期の見通し

当社グループは、全社一丸となり、対処すべき課題に積極的に取り組み、更なる成長と企業価値の向上を目指して参る所存です。しかしながら、依然として新型コロナウイルス感染症の収束は見え、またサプライチェーンの混乱による部品調達難と価格高騰、ロシアのウクライナ侵攻がもたらす資源価格をはじめとした過度の物価上昇によるインフレが世界経済への悪影響を及ぼすことが懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況となっております。

このような状況下において、当社グループは部品選定の見直し、調達先の多様化に取り組む一方で、取引価格の見直し・改定を進めるなど、サプライチェーンの混乱による影響を最小限に留めるための施策を継続して参ります。併せて、メーカーとして基本である製品競争力のさらなる強化はもちろん、更なるコスト構造の改善による企業体質強化、DXの推進など、ウィズコロナ・ポストコロナ下でのニューノーマルへの対応を加速することで、売上高・利益の確保に努め、持続的成長と企業価値向上を目指して参ります。

■2023年3月期（2022年4月～2023年3月）通期連結業績予想

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり 当期純利益
百万円	百万円	百万円	百万円	円
21,000	400	350	250	39.11

なお、配当につきましては、期末配当として1株当たり15円（配当性向38.4%）を予想しております。株主の皆さまにおかれましては、宜しくご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容

区 分	主要製品	
放送システム事業	放送用カメラシステム、放送用モニター、映像制作・送出システム、映像伝送システム、中継車システム他	
産業システム事業	メディカルソリューション事業	医療用カメラシステム、医療用モニター他
	インスペクションソリューション事業	錠剤外観検査装置、X線錠剤内部検査装置、表面検査装置、他各種検査装置
	セキュリティソリューション事業	監視カメラシステム・モニター他

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	事業内容
Ikegami Electronics(U.S.A.),Inc.	千米ドル 48,000	% 100	情報通信機器の販売、サービス
Ikegami Electronics(Europe) GmbH	千ユーロ 9,203	% 100	情報通信機器の販売、サービス
株式会社テクノイケガミ	百万円 100	% 100	情報通信機器のサービス、生産

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 主要な拠点

本社所在地：東京都大田区池上五丁目6番16号

	名称	所在地
国内営業拠点	営業本部	東京都大田区
	大阪支店	大阪府吹田市
	名古屋支店	愛知県名古屋市名東区
	札幌営業所	北海道札幌市中央区
	仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区
	福岡営業所	福岡県福岡市博多区
海外営業拠点	Ikegami Electronics(U.S.A.),Inc.	アメリカ マウワ
	Ikegami Electronics(Europe)GmbH	ドイツ ノイス
	Ikegami Electronics Asia Pacific Pte.Ltd.	シンガポール タンピネス
生産拠点	システムセンター	神奈川県藤沢市
	プロダクトセンター	栃木県宇都宮市
サービス・生産拠点	株式会社テクノイケガミ	神奈川県川崎市 栃木県宇都宮市（プロダクトセンター内）

(10) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
871 名	16 (減) 名

(注) 上記には臨時従業員は含まれていません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
704 名	11 (減) 名	46.3 歳	20.6 年

(注) 上記には子会社への出向者および臨時従業員は含まれていません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社 三井住友銀行	3,182 百万円
株式会社 三菱UFJ銀行	2,161
株式会社 横浜銀行	1,852
三井住友信託銀行株式会社	180

(注) 株式会社三井住友銀行の借入残高には社債残高240百万円を含んでいます。また、株式会社三菱UFJ銀行の借入残高には社債残高600百万円を含んでいます。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数

	発行可能株式総数	20,000,000株
	発行済株式の総数	7,285,746株
		(うち自己株式892,987株)

(2) 株主数 8,294名

(3) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	706 千株	11.05 %
豊 嶋 利 夫	237	3.72
池 上 通 信 機 従 業 員 持 株 会	168	2.64
遠 藤 四 郎	150	2.35
池 上 通 信 機 取 引 先 持 株 会	147	2.31
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	110	1.73
菅 佐 原 道 夫	90	1.41
電 気 興 業 株 式 会 社	70	1.10
富 士 フ ィ ル ム 株 式 会 社	66	1.05
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	65	1.02

(注) 持株比率は自己株式 (892,987株) を控除して計算しています。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く。)	6,300 株	6 名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
清 森 洋 祐	代表取締役社長	
青 木 隆 明	常務取締役	社長補佐、コーポレート部門統括、働き方改革、DX、SDGs推進担当、常務執行役員経営管理本部長
小 島 睦	常務取締役	社長補佐、技術、生産、調達、関係会社担当、常務執行役員システムセンター長
田 村 公 広	取締役	経営戦略、広報・IR、秘書担当、上席執行役員社長室長兼 経営管理本部長補佐
篠 田 広 司	取締役	営業、CS推進担当、上席執行役員営業本部長
北 田 初 夫	取締役	産業システム事業推進担当、上席執行役員プロダクトセンター長
永 井 研 二	社外取締役	
薄 田 賢 二	社外取締役	(株)不二越特別顧問
安 田 明 代	社外取締役	寺本法律会計事務所弁護士 (パートナー)、民事調停官
秋 津 勝 彦	社外取締役	
小 原 信 恒	常勤監査役	
渡 辺 敏 治	社外監査役	
川 口 潮	社外監査役	

- (注) 1. 取締役 永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役 永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏は、東京証券取引所、有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
3. 監査役 渡辺敏治および川口潮の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

4. 監査役 渡辺敏治および川口潮の両氏は、東京証券取引所、有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
5. 当社は執行役員制度を採用しています。2022年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
常務取締役 常務執行役員	青 木 隆 明	経営管理本部長
常務取締役 常務執行役員	小 島 睦	システムセンター長
取 締 役 上席執行役員	田 村 公 広	社長室長 兼 経営管理本部長補佐
取 締 役 上席執行役員	篠 田 広 司	営業本部長
取 締 役 上席執行役員	北 田 初 夫	プロダクトセンター長
執 行 役 員	大 熊 正 好	社長付（株）テクノイケガミ代表取締役 社長 兼 上席技師長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役的全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、すべての取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 当該方針の決定の方法

当該方針は社外取締役、社外監査役を含む全役員による十分な協議を重ね、取締役会の決議により決定したものです。

(b)当該方針の概要

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社内取締役の報酬は、取締役としての職務に対する固定的な報酬となる基本報酬と、単年度業績に連動した賞与、3カ年中期経営計画に連動した中長期業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬で構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、取締役としての職務に対する月例の固定的な報酬とし、上場会社の多くが参加する役員報酬に関する調査結果のうち当社と売上高が同規模の会社の平均値をベンチマークし他社水準を認識した上で、役位、職責、業績、従業員給与の水準を考慮し、取締役会で決定するものとする。

(iii) 業績連動報酬（金銭報酬）の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、単年度業績に基づき変動する賞与と、3カ年中期経営計画に連動した中長期業績連動報酬とし、取締役の士気、意欲向上を促進する目的で、社外取締役を除く全ての取締役に対して、賞与は毎年一定の時期に、中長期業績連動報酬は3カ年中期経営計画最終年度終了後に支給する。

報酬算定に係る指標は、単年度業績賞与については、全社業績指標と取締役ごとの個人業績指標を設定し、役位ごとに全社業績、個人業績のウエイト配分を設定するものと、中長期業績連動報酬については、3カ年中期経営計画最終年度の連結営業利益とし、それぞれ、目標値に対する達成の状況に応じ支給額を決定するものとする。

なお、単年度業績賞与の支給額算定に係る指標およびウエイトならびに各業績連動報酬の支給額については、社外取締役および社外監査役が協議し、その結果を取締役に答申するプロセスを経た上で、取締役会で決定するものとする。

(iv) 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

譲渡制限付株式報酬は、社外取締役を除く全ての取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを

目的として、毎年一定の時期に、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給し、対象取締役は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。

なお、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会での決議により、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権は年額3,000万円以内、発行または処分される当社の普通株式は年10,000株以内、譲渡制限期間は3年間から5年間までの間とされている。具体的な割当株式数および譲渡制限期間については、下表のとおりとする。なお、対象取締役に支給する金銭報酬債権額については、株式割当決議日の前日の東証終値を適用株価として算出する。また、割り当てられた株式は、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設する専用口座で管理するものとする。

譲渡制限付株式の割当に当たっての詳細については、対象取締役との間で締結する「譲渡制限付株式割当契約書」に基づくものとする。

項 目		内 容				
1	譲渡制限期間	3年				
2	役位ごとの付与株式数	社長	副社長	専務	常務	取締役
		1,600	1,200	1,100	1,000	900
3	付与時の適用株価	株式割当決議日の前日の東証終値				

- (v) 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役の種類別の報酬割合については、上場会社の多くが参加する役員報酬に関する調査結果のうち当社と売上高が同規模の会社をベンチマークとして、2019年5月9日開催の取締役会で決議された「取締役の新報酬制度」に基づき、取締役ごとに概ね基本報酬：業績連動報酬：譲渡制限付株式報酬＝5：4：1とする。(業績連動報酬が最大値の場合)。

なお、取締役会は、社外取締役、社外監査役も含めた協議の結果を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

- (c) 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役、社外監査役も含めた協議の結果を尊重し、取締役会において決定方針に沿うものであると判断しております。

- ② 取締役会および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会において年額3億8,000万円以内(うち、社外取締役年額3,000万円以内)と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含ま

ない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額3,000万円以内、株式の上限を年10,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第74回定時株主総会において年額6,000万円以内（うち、社外監査役年額1,500万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	160 (21)	156 (21)	4 (-)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	24 (10)	24 (10)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
 2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 3. 2021年6月に退任した取締役1名を含んでいます。
 4. 譲渡制限付株式報酬は当事業年度に係る費用計上額です。

(5) 業績連動報酬に関する事項

取締役の士気、意欲向上を促進する目的で、社外取締役を除く全ての取締役に対して業績連動報酬として単年度業績に基づき変動する賞与を支給しています。

業績連動報酬賞与額の算定に係る指標につきましては、全社業績指標は連結営業利益額と連結売上高とし、個人業績指標は取締役ごとに設定しております。

当該指標を上記に設定した理由は、事業活動の成果である連結営業利益目標と連結売上高目標を達成するための士気、意欲の向上と、担当する業務に対する責任と成果を明確にするためであります。

業績連動報酬賞与額の算定方法は、全社業績と個人業績のウエイトを役位に応じて設定・配分し、各指標に対する達成率を算定係数に換算し、基本賞与額に乗ずることで支給額の算定を行います。

役 位	達成率別算定換算係数							算定ウエイト		
	連結 営業 利益	70% 未満	70% 以上	90% 以上	100% 以上	130% 以上	150% 以上	全社 業績	個人 業績	合計
	連結 売上高	90% 未満	90% 以上	95% 以上	100% 以上	105% 以上	110% 以上			
代表取締役社長		0	0.5	0.75	1	1.13	1.25	100%	0%	100%
常務取締役		0	0.5	0.75	1	1.13	1.25	70%	30%	100%
取締役		0	0.5	0.75	1	1.13	1.25	60%	40%	100%

なお、各指標に対する達成度の評価と支給額の決定につきましては、社外取締役、社外監査役の同意のもと、取締役会で決定しています。

全社業績指標として設定した連結営業利益の当事業年度での実績は2億55百万円、連結売上高の当事業年度での実績は184億70百万円でありました。

(6) 非金銭報酬の等の内容

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を高めるため、譲渡制限付株式報酬として自社株式を交付しております。

当該株式報酬の内容については、「(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等① (b) (iv)」の記載のとおりです。また、交付状況については「2. 会社の株式に関する事項」の記載のとおりです。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

(a) 社外取締役薄田賢二氏の兼職先である(株)不二越と当社の間に、開示すべき関係はありません。

(b) 社外取締役安田明代氏が兼職している民事調停官および兼職先である寺本法律会計事務所と当社の間に、開示すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活動状況
社外取締役 独立役員	永井 研二	<p>当事業年度に開催された15回の取締役会全てに出席し、経営者としての豊富な経験に基づきコーポレート・ガバナンス強化の観点も含め経営全般に対する提言に加え、放送関連技術に関する幅広い知見を活かし技術力強化の取り組みへの助言など、当社のさらなる企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。</p> <p>また、社外役員より上申される取締役会議案では、社外役員の代表として社外役員ミーティングでの議論の経緯、ポイントを説明する役割を担うなど、社外役員の相互コミュニケーションを深めるとともに、取締役会の議論の活性化に取り組んでおります。</p>
社外取締役 独立役員	薄田 賢二	<p>当事業年度に開催された15回の取締役会全てに出席し、機械メーカーの経営者としての豊富な経験をもとにコーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社のさらなる企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。特に、経営企画に関する幅広い知見を活かし、当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けた的確な助言を行っております。</p> <p>また、社外役員のみで構成する社外役員ミーティングでは、取締役の業績連動報酬に係る指標、取締役会の実効性評価に関する分析、審議において、自身の経験を踏まえた客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役会においても意思決定の適正性を確保するため必要な発言を積極的に行っております。</p>
社外取締役 独立役員	安田 明代	<p>当事業年度に開催された15回の取締役会全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地より、特にコンプライアンス遵守やコーポレート・ガバナンスの強化を中心に、当社の企業価値向上へ向けた経営課題について指摘、助言を行っております。</p> <p>また、取締役会はもとより社外役員のみで構成する社外役員ミーティングにおいても、取締役の業績連動報酬に係る指標、取締役会の実効性評価に関する分析、審議に対し、法曹としての視点から客観的かつ的確な指摘や意見を述べるなど、取締役会の議論の活性化に貢献しております。</p>

地 位	氏 名	活動状況
社外取締役 独立役員	秋津勝彦	当事業年度に開催された15回の取締役会全てに出席し、電気機器メーカーの経営者としての豊富な経験と知見を活かし、コーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社のさらなる企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。特に、経営企画に関する幅広い知見を活かし、当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けて忌憚のない意見を表明するなど、取締役会の議論の活性化に取り組んでおります。 また、社外役員のみで構成する社外役員ミーティングでは、取締役の業績連動報酬に係る指標、取締役会の実効性評価に関する分析、審議において、自身の経験を踏まえた客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役会においても意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っております。
社外監査役 独立役員	渡辺敏治	当事業年度に開催された13回の監査役会全てに出席するとともに、当事業年度に開催された15回の取締役会全てに出席し、他社での経営者および社外監査役の経験と幅広い知見を活かし、監査役会および取締役会において数々の実務提言を行っております。
社外監査役 独立役員	川口潮	当事業年度に開催された13回の監査役会全てに出席するとともに、当事業年度に開催された15回の取締役会全てに出席し、他社での経営者ならびに社外監査役としての経験と幅広い知見を活かし、監査役会および取締役会において適切な指摘、提言を行っております。

永井研二、薄田賢二、安田明代、秋津勝彦、渡辺敏治および川口潮の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる属性等を有していない独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たした独立役員です。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東光監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	28百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移等を確認し、報酬額の見積り目の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っていません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の重要な子会社のIkegami Electronics(Europe)GmbHは、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概況

責任限定契約は締結していません。

(5) 補償契約の内容の概要

補償契約は締結していません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループは、映像技術を核とした事業基盤の確立に努め、幅広い分野においてメーカーの使命である最先端技術やノウハウを集積した製品・システムを提供し続けています。特に、製品やシステムの提供に際しては、開発・生産・受注・納入という一連の「もの作り」や「販売」のプロセスだけでは表現し得ない多くのノウハウ・専門知識・情報、そして顧客や取引先等のステークホルダーとの間に築かれた信頼で形成された緊密な関係等を有しており、その面を深化し続けていくことこそが、結果として当社グループの企業価値を高めていくことになると確信しています。

また、逆に、進歩の早い技術変革をリードし続けるために、将来の技術のトレンドを常に意識し、経営資源の集中的再配分により、当社グループが得意とする技術要素を追求することは当然のことながら、必要に応じて関係各社と業務提携を行うなど、顧客のニーズを具現化するための施策に積極的に取り組んでいくことが、中長期的に見て、株主共同の利益創出の源泉になると考えています。

当社取締役会は、上記の顧客や取引先等のステークホルダーとの信頼関係の維持が確保されない当社株式の大量買付行為を行う者や、短期的な投資リターンを追い求めて上記顧客ニーズを具現化するための施策に積極的でない者は、当社の財務および事業の方針の決定をする者として適当でないと考えています。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社が支配されることを防止するための取り組みの具体的な内容

当社は、上記基本方針に基づき、企業価値ひいては株主共同の利益を害する大量買付行為を防止するための取り組みとして「大規模買付ルール」を導入しています。

大規模買付ルールは、当社株式の大量買付が行われる場合の手續を明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(3) 大規模買付ルールに関する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記取り組みにつきまして、2年ごとの定時株主総会の決議をとるなどの株主意思を確認するための手續が保障されており、また、客観的合理性ある発動要件が定められ、かつ発動時に独立した特別委員会に諮問するなどの客観的手續が定められていることから、上記基本方針に沿うものであって株主共同の利益を損なうものでなく、かつ会社役員の地位の維持を目的としたものではないと判断しています。

大規模買付ルールの内容は下記当社ホームページよりご参照願います。

<<https://www.ikegami.co.jp/ir/governance.html>>

大規模買付ルール（買収防衛策）について

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	22,377	流動負債	8,626
現金及び預金	5,662	支払手形及び買掛金	1,646
受取手形	124	電子記録債権	1,997
売掛金	6,600	短期借入金	2,040
契約資産	10	1年内返済予定の長期借入金	1,006
電子記録債権	470	1年内償還予定の社債	312
商品及び製品	699	リース債務	121
仕掛品	5,481	未払法人税等	73
原材料及び貯蔵品	2,842	契約負債	732
その他	508	賞与引当金	59
貸倒引当金	△ 23	製品保証引当金	85
固定資産	5,026	未払の	312
有形固定資産	4,247	固定負債	5,067
建物	1,622	社債	528
機械装置及び運搬具	405	長期借入金	3,489
工具、器具及び備品	203	リース債務	310
土地	1,608	長期未払金	206
リース資産	385	繰延税金負債	43
建設仮勘定	21	退職給付に係る負債	463
無形固定資産	118	資産除去債務	25
投資その他の資産	660	負債合計	13,693
投資有価証券	376	純資産の部	
繰延税金資産	24	株主資本	14,618
その他	319	資本金	7,000
貸倒引当金	△ 60	資本剰余金	4,467
資産合計	27,404	利益剰余金	4,065
		自己株	△ 915
		その他の包括利益累計額	△ 907
		その他有価証券評価差額金	101
		為替換算調整勘定	△ 1,095
		退職給付に係る調整累計額	86
		純資産合計	13,710
		負債純資産合計	27,404

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		18,470
売 上 原 価	価 値		13,376
売 上 総 利 益	益		5,093
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費		4,838
営 業 利 益	益		255
営 業 外 収 益	益		
受 取 利 息	息	0	
受 取 配 当 金	金	5	
助 成 金 収 入	入	17	
為 替 差 益	益	36	
受 取 口 イ ヤ リ テ イ	一	3	
雑 収 入	入	27	91
営 業 外 費 用	用		
支 払 利 息	息	47	
支 払 手 数 料	料	2	
雑 損 失	失	1	52
経 常 利 益	益		293
特 別 利 益	益		
固 定 資 産 売 却 益	益	0	0
特 別 損 失	失		
固 定 資 産 除 却 損	損	21	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	損	4	25
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	益		268
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	税	67	
法 人 税 等 調 整 額	額	22	89
当 期 純 利 益	益		178
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	益		178

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高および変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,000	4,468	3,982	△ 921	14,530
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 95		△ 95
親会社株主に帰属する当期純利益			178		178
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分		△ 1		6	5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 1	82	6	87
当 期 末 残 高	7,000	4,467	4,065	△ 915	14,618

残高および変動事由	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	96	△1,234	96	△1,041	13,488
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 95
親会社株主に帰属する当期純利益					178
自 己 株 式 の 取 得					△ 0
自 己 株 式 の 処 分					5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4	139	△ 10	133	133
当 期 変 動 額 合 計	4	139	△ 10	133	221
当 期 末 残 高	101	△1,095	86	△ 907	13,710

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
科目	金額		科目	金額	
流動資産	20,259		流動負債	8,532	
現金及び預金	4,678		支払手形	358	
受取手形	109		電子記録債	1,997	
電子記録債権	411		短期借入金	2,040	
売掛金	6,303		1年内返済予定の長期借入金	1,006	
契約資産	10		1年内償還予定の社債	312	
商品及び製品	136		リース負債	120	
仕掛品	5,432		未払金	258	
材料及び貯蔵品	2,577		未払費用	83	
前払費用	19		未払法人税等	62	
短期貸付金	34		契約引当金	615	
未収入金	200		預賞金	29	
その他の現金	59		製品保証引当金	30	
貸倒引当金	292		その他の負債	78	
	△ 7		固定負債	5,074	
固定資産	6,565		社長期借入金	528	
有形固定資産	3,776		長期リース未払金	3,489	
建物	1,351		長期延税引当金	308	
機械装置及び運搬用具	405		退職給付引当金	193	
工具、器具及び備品	168		退職資産除却負債	44	
土地	1,445		負債合計	13,607	
建設仮勘定	383		純資産の部		
無形固定資産	21		株主資本	13,116	
ソフトウェア	116		資本金	7,000	
その他の資産	54		資本剰余金	4,467	
投資その他の資産	2,673		資本準備金	1,347	
投資有価証券	362		利益剰余金	3,119	
関係会社株式	566		利益剰余金	2,564	
関係会社出資	1,685		利益剰余金	124	
敷金及び保証金	45		その他の利益剰余金	2,439	
長期未収入金	46		繰越利益剰余金	2,439	
長期前払費用	2		自己株式	△ 915	
その他の現金	26		評価・換算差額等	101	
貸倒引当金	△ 60		その他の有価証券評価差額	101	
資産合計	26,825		純資産合計	13,217	
			負債純資産合計	26,825	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		16,846
売 上 原 価	益		12,694
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	益		4,151
営 業 利 益	益		75
営 業 外 収 益	息	2	
受 取 利 息	当 金	5	
受 取 配 当	益	48	
為 替 差 益	料	14	
関 係 会 社 業 務 支 援	料	28	
不 動 産 賃 貸 料	入	35	134
雑 収	用		
営 業 外 費 用	息	45	
支 払 利 息	原 価	4	
不 動 産 賃 貸 原 価	料	2	
支 払 手 数 料	失	3	56
雑 損	益		
経 常 利 益	益		153
特 別 利 益	益		
固 定 資 産 売 却 益	益	1	1
特 別 損 失	損		
固 定 資 産 除 却 損	損	21	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	損	4	25
税 引 前 当 期 純 利 益	益		129
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	益	22	22
当 期 純 利 益	益		106

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高および変動事由	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	7,000	1,347	3,121	4,468	114	2,438	2,553	△ 921	13,100
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					9	△ 105	△ 95		△ 95
当 期 純 利 益						106	106		106
自 己 株 式 の 取 得								△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分			△ 1	△ 1				6	5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 1	△ 1	9	1	10	6	15
当 期 末 残 高	7,000	1,347	3,119	4,467	124	2,439	2,564	△ 915	13,116

残高および変動事由	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	96	96	13,197
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△ 95
当 期 純 利 益			106
自 己 株 式 の 取 得			△ 0
自 己 株 式 の 処 分			5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4	4	4
当 期 変 動 額 合 計	4	4	20
当 期 末 残 高	101	101	13,217

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 外 山 卓 夫
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 早 川 和 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、池上通信機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、池上通信機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 外 山 卓 夫
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 早 川 和 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、池上通信機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また東光監査法人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

池上通信機株式会社 監査役会

常勤監査役 小 原 信 恒 ㊞

社外監査役 渡 辺 敏 治 ㊞

社外監査役 川 口 潮 ㊞

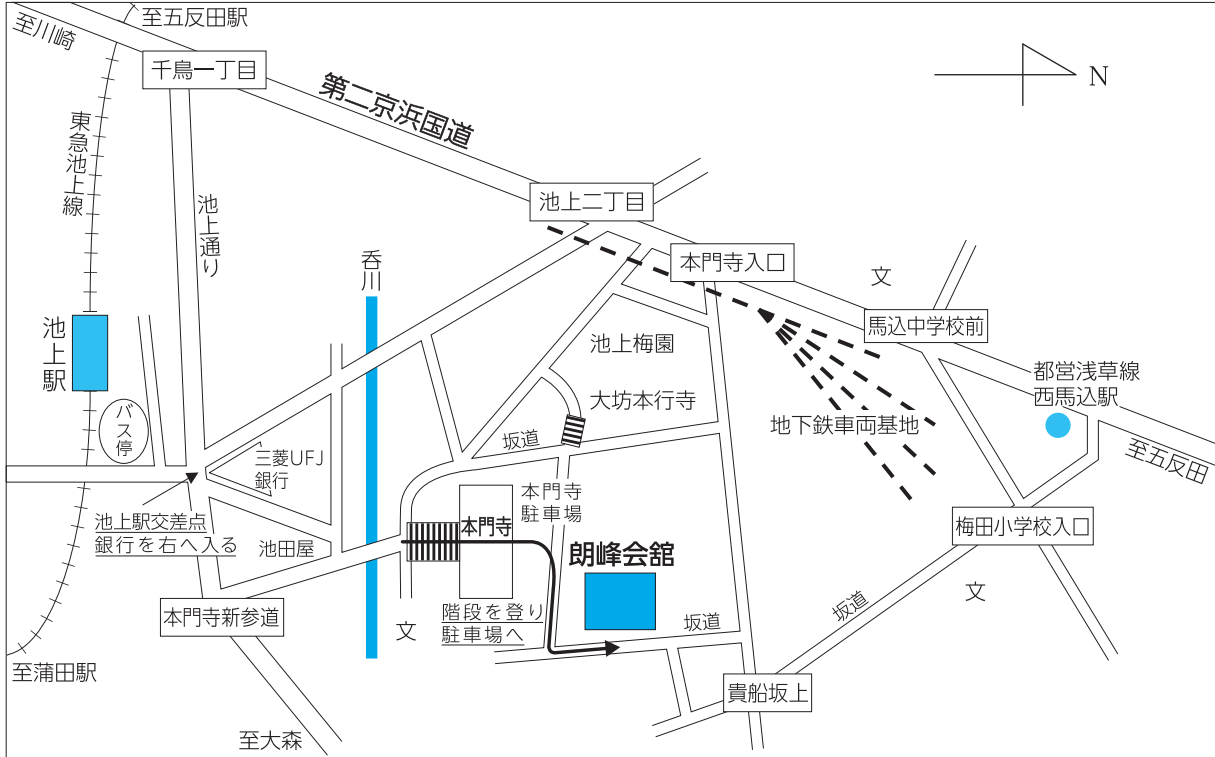
以 上

〈メ モ 欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都大田区池上一丁目2番1号
朗峰会館（4階朗峰の間）



- ・東急池上線「池上駅」から徒歩12分
- ・都営地下鉄浅草線「西馬込駅」から徒歩12分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用
しています。